

## オープン カレッジ

改正された博物館法が、今年の4月から施行される。1951年の博物館法の公布から約70年が経ち、博物館に求められる役割が多様化・高度化する中で、これからの博物館が求められる役割を果たしていくための規定の整備が、改正の趣旨とされている。

これまで博物館法の目的は、「社会教育法の精神に基づき」ものとされてきたが、今回の改正では、「文化芸術基本法の精神に基づき」ことが追加され、博物館の事業として、博物館資料のデジタル・アーカイブ化が新たに追加されるほ

## 法改正と博物館のこれから

上に取り組むこと」が努力義務として示されることになった。

文化財保護法の改正も含め、一連の法改正が、過去に「学芸員はがん」発言で物議を醸した、政府による観光振興策の延長線上にあるもので、社会教育施設として位置づけられてきた博物館が、文化観光施設へと変容する可能性を持つ今回の改正には、博物館のあるべき姿とは何か、保存よりも活用を重視することに伴う博物館資料の劣化の危険性、博物館で働く学芸員の業務の肥大化など、多くの課題が存在する。

データベースなどを公開している。ジャパンサーチのように複数の機関のデジタル・アーカイブを横断検索できるサイトもあり、こうした取り組みが今後、より多くの博物館で期待されることになる。

博物館の事業に追加されるデジタル・アーカイブとは、1994年頃に月尾嘉男（現東京大学名誉教授）氏がデジタル記録のコンセ

コロナ禍では、さまざまな場面で急速にデジタル化が進んだ。博物館もYouTubeなどの動画共有サービスを通して、学芸員による展示解説やバックヤードの紹介を配信し、北海道博物館の声かけで始まった「おうちミュージアム」は、ステイホーム中の子どもたちにも知的な楽しみを届けた。また、現在、東京国立博物館が開催している「エウレカトーハークー?89」のように、メタバース空間での活動を取り入れる博物館も出てきており、多様な情報発信によって、博物館資料の価値を多くの人たちと共有していくことは、これからの博物館の一つの姿として定着していくのだろう。

# 博物館の 現状も改善を

か、「地域の多様な主体との連携・協力による文化観光、まちづくりその他の活動を図り、地域の活力の向



檀山女学園大学  
文化情報学部准教授  
見田 隆鑑

プトをあらわす用語として提案したもので、さまざまなお対象をデジタル技術を用いて保存・蓄積して、情報を次世代に継承することも、インターネットなどを通して情報発信すること、情報の利活用を図るものである。博物館でも2000年代初め頃から所蔵資料のデジタル・アーカイブ化が行われはじめ、現在では、さまざま博物館がホームページ上で所蔵資料の

博物館は、今後どのように変化していくのだろうか。博物館は、実物と出会う場所であり、そこでの体験は学芸員による収集、保管、調査研究、展示という地道な活動で支えられている。社会環境の変化に伴い、博物館も変化が求められているなか、もう一度博物館の本旨とは何かを問い、博物館が置かれている施設、人員、予算などの厳しい現状も広く認識され、改善される必要がある。

みた・たかあき 美術史学。  
名古屋大学大学院文学研究科博士  
士後期課程満期退学。博士(文学)。